会社整理の解決策

一、要求は認め難し
右に記せる如き生活保障の要求内容に関する会社の意向を要約すれば
関係人に対し松岡氏の部内に於ける非公式なる要求の提出ありたる
際に争議委員が松岡氏に対し之を撤回し解決一切を無条件に
任せられたし会社が要求全部を承認することは事実上之に依
り破産に至るべき会社の意思を貫くべく従来の要求を撤回し信
ず。

二、争議者は速に解散すること
解決につき双方の意思が一致するものならば目的が消滅する故
労組争議委員は即日解散するを穏当と信ず

三、解雇者の復職を認めず（千名を全部復帰せしめ従来の如くし得
を解して本籍せしめたるも此外なほ残る者はなほ之を以て足れりとせず[illegible]

以新に許可を見ることを拒絶し会社を存立し作業は増加し居るの
みならず罷業に参加せるが如し其他協力者として共に解雇す
と認め度し（とは言い得ず）但し会社刺激となる事も
ある依て但し昭和二年十二月廿日付解雇者中なる五十名は従来は
適当なる方法に依りて採用することとする及當時要求する者
其名四十二名中会社に於て精査の上（詳細[illegible]）
するものは同時期迄に復職を全部認むること
会社は罷業中の工場にして何等の手当なし就業の希望
通知するもの有る時は文書を以て家族若くは親戚知
己に於て十数日間に於て復職を勧誘し或は出勤命令や催
告をなし又は危険と困難とを冒して社員を派し親しく注意
勧誘を試みたり然るに争議委員は凡有手段を以て之を妨
害し争議者の住宅の入口に張り紙をなし[illegible]の札を貼付

法人 協調會
財團 協調會